

避難支援に伴う個別避難計画の作成への同意について

山ノ内町では、自主防災組織、民生児童委員、警察、消防、福祉担当者など避難支援等関係者が災害時に円滑な避難支援を行なうため、個別避難計画を作成し関係者間で情報を共有します。

災害時に個別避難計画（様式 2）に基づく避難支援を求めるためには、事前の同意が必要です。

避難支援計画の経過

1 避難行動要支援者名簿の作成（平成 25 年）

東日本大震災の教訓として、障がい者、高齢者など避難支援に係る名簿の整備・活用を促進することが災害対策基本法第 49 条に規定され、町では避難行動要支援者名簿の範囲を次のように定めています。

山ノ内町避難行動要支援者名簿

避難にあたり特に支援を要する避難行動要支援者は次の範囲で、在宅で生活をされている方です。

（施設入所者は除く）

(1) 町で自動的に登録する方

- ・ 要介護認定 3～5 を受けている方
- ・ 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する方
（心臓、腎臓機能障害のみで該当する方は除く）
- ・ 療育手帳 A1 を所持する方

(2) 自己申告による名簿登録者

- ・ 上記に準ずる方で、名簿への登録を希望する方
（例）
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する方
 - ・ 療育手帳 A2 を所持する方
 - ・ 人工呼吸器・酸素供給装置など医療的ケアが日常的に必要な方
 - ・ その他、自力避難が困難な方

2 個別避難計画の作成（令和 3 年 5 月）

令和元年台風 19 号など、近年において激甚化する災害において、多くの高齢者や障がい者等の方々が被害に遭われています。災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。町では防災マップ上の洪水危険区域、土砂災害特別警戒区域にお住いの避難行動要支援者の皆さまを対象として個別避難計画を作成し支援体制の整備を進めています。

3 同意の拒否について

居住家屋が丈夫な構造で上階への避難等で避難が足りる場合（屋内安全確保）、同居家族や知人により助けが得られる場合など、ご本人（代理）が判断して個別避難計画に基づく避難支援を望まない場合、同意は不要です。

同意書

山ノ内町長 様

私は、町が私の個別避難計画を作成すること、及び、以下の事項について同意します。

- 1 個別避難計画に記載している情報を避難支援等関係者に提供すること
- 2 内容の変更等が発生した場合に個別避難計画の記載内容を更新すること
- 3 緊急連絡先は本人の承諾を得たものであること
- 4 災害時の避難支援が保証されるものではなく、関係者に法的な責任や義務を負わせるものではないこと

年 月 日

本人： 氏名
(自署)

(やむを得ない理由により本人が記入できない場合)

代理人： 氏名 続柄